予算決算委員会文教厚生分科会　会議録

＝＝＝

日　時　令和４年１２月２３日（金）
　　午前１０時５４分開会、午前１１時０９分閉会
場　所　第４委員会室

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
　（１）付託された議案の審査
　①議案第９４号　令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１３回）～第１表歳入歳出予算補正歳出全部
４　閉　会

出席委員（６名）
　委員長　　下村　壽郎
　副委員長　奥谷　崇
　委　員　　鈴木　一彦
　委　員　　塚原　圭二
　委　員　　矢口　勝雄
　委　員　　目黒　英一

欠席委員（２名）
　委　員　　福田　一夫
　委　員　　田子　優奈

説明のため出席した者（３名）
　こども未来部長　　加藤　史子
　こども政策課長　　菊田　宏巳
　こども包括支援課長　　佐藤　千加子

事務局職員出席者
　主　幹　　鈴木　優大

傍聴者（なし）

○下村委員長　ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開催いたします。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第９４号、令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１３回）～第１表歳入歳出予算補正歳出全部、タブレットは、本会議、令和４年、第４回定例会、事前配付資料、議案第９４号を御準備願います。それでは、執行部より御説明をお願いします。

○菊田こども政策課長　補正予算につきまして、８ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては出産子育て応援事業に係るもので、国では物価高克服経済再生実現のための総合経済対策を１０月２８日に閣議決定しまして、その中で施策を示して、第２次補正予算によりまして当該事業についての国の交付金が予算化されました。核家族化が進み地域のつながりも希薄になる中で、妊娠出産時における妊産婦の孤独感、不安感を解消し、安心して出産できる環境整備を図るため、相談支援と経済的支援を一体的に実施するとしておりまして、当該事業に係る予算の増額を行うものでございます。また、国の財源につきましては、この第２次補正予算で担保されましたが、県の負担がございまして、県では１月の臨時会で補正予算を上程するとのことで、県の予算措置がされる前でございますが、国で決まったことで、当然県でも手続が進められることを前提としまして、予算を上程するものでございます。予算の内容としましては、伴走型相談支援に係る経費と経済的支援に係る経費の計上でございます。伴走型相談支援につきましては、妊娠から出産にかけての必要なタイミングで妊産婦との面談を３回予定しておりまして、妊娠届出時、妊娠８か月の前後、出産届出から乳児家庭全戸訪問までの間、この３回の面談を実施して、悩みや不安などへのアドバイス、必要なサービスの案内や経済的支援に係る申請受付を行います。経済的支援につきましては、妊娠届出時と出生届時にそれぞれ申請によって５万円相当のギフトを支給いたします。国ではクーポン対応を推奨しておりますが、対象世帯が柔軟に使用できるように本市では現金での支給といたします。なお、対象者としまして、令和４年の４月１日以降に妊娠届出、出生した場合で、事業開始の後は窓口で案内受

付を行いますけれども、事業開始時点で既に出生や妊娠届出のあった方につきましては遡って支給対象となりますので、手紙などの案内を行って対応いたします。１月下旬から２月中にかけて申請受付、支給開始の予定で考えております。この８ページのこの補正予算額につきましては、歳出は第３款民生費、第２項児童福祉費、第２目児童福祉対策費で総額１億２，３５３万６，０００円です。第１節の報酬、第８節の旅費につきましては、伴走型支援業務に対応する保健師や事務補助の人件費でございます。第１０節需用費は、案内やアンケート、子育てガイド、返信用封筒に係る消耗品などでございます。１１節役務費は、案内やアンケートの返信等に係る郵送料でございます。１２節委託料は、出産子育て応援ギフトの支給管理等に係る電算システム構築費用です。１３節使用料及び賃借料は、伴走型支援業務処理用パソコンのリース料です。１８節負担金補助及び交付金は、出産応援ギフトに係る補助金です。このギフトにつきましては、対象者は令和４年４月１日以降に妊娠届で出生した方となりますが、年間の出生数はこれまでの実績から８５０人として見込んでおります。４月以降、令和５年３月末までの出生見込み８５０人に対して１０万円の支給で８５００万円。令和４年度中に妊娠届出をして、出生が令和５年の４月以降となる方、また、流産死産となってしまう方を６００人と見込みまして、これに対して５万円の支給で３，０００万円、合計で１億１，５００万と見込んでおります。なお、出生が令和５年４月以降となる方につきましては、出生後に更に５万円の支給対象になります。財源としまして、１２節、１３節の電算システム構築等導入経費として、イニシャルコストにつきましては国１０分の１０、それ以外のランニングコストにつきましては国が３分の２、県が６分の１、市が６分の１となっております。

○下村委員長　委員の皆さん何か御質問等ありますか。

○鈴木委員　伴走型相談支援の担当は、こども包括支援でよろしいのでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長　伴走型相談支援につきましては、こども包括支援課で担当させていただきます。

○鈴木委員　こども包括支援のほうで相談を受けました。経済的支援の申請受付もそこで行いました。実際に経済的支援を行うのは、こども政策課という理解でよろしいでしょうか。

○菊田こども政策課長　おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員　５万円の現金給付ということになるのですが、この辺が一番質問が出そうだと思うのですが、支給の対象の人数は先ほど８５０とおっしゃいました。仮にそれより多くなってしまった場合に、どのように対応しますか。

○菊田こども政策課長　実際にこの見込みよりも多くなってしまったという場合には、予算措置が必要になっていくと思われます。

○鈴木委員　その場合、また補正を組むということがないように、８５０という数字を多めに設定してるという理解でいいのでしょうか。

○菊田こども政策課長　極端に多めではないのですが、おそらく出生数の減少の見込みを勘案しまして、８５０よりは出生数はもう少し低いのではないかと考えて、少し若干の余裕を見たくらいで、もしかしたらちょっとぎりぎりかもしれないというところでございます。

○下村委員長　ほかにございますか。

○塚原委員　確認なのですが、先ほどの課長のお話からすると、令和４年４月１日時点で手続をした人ということは、それ以降の２月、３月に生まれるお子さんたち、あるいは１２月に生まれていると、４月１日以前に届出を出してると思います。その人たちも当然全額が出るということで理解してよろしいでしょうか。

○菊田こども政策課長　おっしゃるとおり全額１０万円出ます。この事業開始以降であれば受付はできるのですが、もう既に生まれておりますので、そういった方については案内をお送りして、一括支給という形になっております。

○奥谷副委員長　これは国の補正が決まったという御説明だったのですが、恒久的な制度になるのか。それとも、今回の令和４年、５年度になるのか。その辺りはどうでしょうか。

○菊田こども政策課長　国では継続するとしておりまして、ただ、国の第２次補正では令和５年の９月までの予算を確保したいということで、令和５年の１０月以降の分につきましては新年度の当初予算の中で調整していくということでおります。また、恒久的措置とするための法整備等は、まだ今のところ未定であるとしております。

○奥谷副委員長　所得制限というのは、特段設けられていないのでしょうか。

○菊田こども政策課長　所得制限はなしでございます。

○目黒委員　あくまでも仮定なのですが、この期間によその市町村で出産されて土浦市に転入となった場合は、どのような対応になっているのでしょうか。

○加藤こども未来部長　他市町村の時に母子手帳が交付されて、土浦にもし転入された場合にはそちらのほうでまず申請をするという形になると思いますが、転入の住民票を異動した時に土浦市で確認されれば、５万円という形になると思います。ただ、今現時点で２６日が国の説明会なので、その辺はもう少し詳しく整理されると思うのですが、今のところはそういった予定の考えではないかなということしか今申し上げられません。申し訳ございません。

○鈴木委員　今の目黒委員の質問に関連なのですが、給付ミス、二重給付が起こり得る可能性もあると思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいです。

○加藤こども未来部長　おっしゃるとおり、その辺は自治体間の情報連携はさせてい

ただきたいと思います。

○下村委員長　それでは、質問等はこの辺でよろしいでしょうか。それでは、賛否を確認いたします。この議案第９４号について、賛成とする方は挙手を願います。

（５名全員賛成）

○下村委員長　全会一致で賛成ということになりました。以上で予算決算委員会文教厚生分科会を閉会します。